

規程 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新規程	旧規程
第 14 条 (ロス カットルール)	1. 「ロスカットルール」とは、お客様の損失拡大を防ぐため、弊社の所定の方法により強制的にお客様の保有する全てのポジション（建玉）を反対売買して決済する制度のことをいいます（以下同じ。）	1. 「ロスカットルール」とは、お客様の損失拡大を防ぐため、弊社の所定の方法により強制的にお客様のポジション（建玉）の全部を反対売買をして決済する制度のことをいいます（以下同じ。）。
	2. お客様のポジション（建玉）が以下の(1)号に定める事項に該当した場合、弊社はロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、 <u>弊社所定の方法</u> において当該ポジション（建玉）の反対売買をし、決済することができるものとします。	2. お客様のポジション（建玉）が以下の(1)号に定める事項に該当した場合、弊社はロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、 <u>お客様の計算</u> において当該ポジション（建玉）の反対売買をし、決済することができるものとします。
	3. 弊社は、取引日中に一度でも <u>証拠金維持率が 50%（レバレッジ 200 倍コースは 80%）</u> を下回った場合には、取引画面にその旨を表示してお客様に通知します。また、弊社がロスカットルールを発動し、それによる反対売買をし、決済した場合には、その旨を取引画面に表示してお客様に通知します。なお、弊社はかかる表示に併せて電子メールによる通知を行うことがあります（ただし、 <u>証拠金維持率が 50%（レバレッジ 200 倍コースは 80%）</u> を下回った場合における電子メールによる通知は、一取引日につき一度のみとなります。）が、お客様は、自己の責任において、取引画面にてポジション（建玉）管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。	3. 弊社は、取引日中に一度でも <u>維持率が 50%（レバレッジ 200 倍コースは 80%）</u> を下回った場合には、取引画面にその旨を表示してお客様に通知します。また、弊社がロスカットルールを発動し、それによる反対売買をし、決済した場合には、その旨を取引画面に表示してお客様に通知します。なお、弊社はかかる表示に併せて電子メールによる通知を行うことがあります（ただし、 <u>維持率が 50%（レバレッジ 200 倍コースは 80%）</u> を下回った場合における電子メールによる通知は、一取引日につき一度のみとなります。）が、お客様は、自己の責任において、取引画面にてポジション（建玉）管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。
	4. ロスカットルールを発動したとしても、急激な相場変動により約定レートが <u>証拠金維持率 20%（レバレッジ 200 倍コースは 40%）</u> のレベルを大きく下回るおそれがあります。これにより有効証拠金が 0 円を下回った場合（ <u>不足金発生時</u> ）には、お客様は預託した資産以上の損失を被ることとなり、弊社に対して当該不足金の支払義務が生じることを異議なく承諾するものとします。なお、当該不足金は、不足金発生日の翌々営業日の午後 3 時まで外貨 ex 口座に入金するものとします。	4. お客様は、ロスカットルールを発動したとしても、急激な相場変動により約定レートが維持率 20%（レバレッジ 200 倍コースは 40%）のレベルを大きく下回るおそれがあり、有効証拠金が 0 円を下回った場合には、お客様に追加の証拠金を預託する義務が生じ、預託した資産以上の損失を被ることに異議なく承諾するものとします。また、かかる追加の証拠金の預託義務が発生した場合には、お客様は、有効証拠金が 0 円を下回った日の翌々営業日の午後 3 時まで、当該下回った額を本口座に差し入れるものとします。